武蔵村山市まちづくり基本方針の概要

資料１

（１）まちづくり基本方針の位置づけと役割

まちづくり基本方針は、都市計画法第１８条の２に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市のまちづくりの将来像を描いたものです。

まちづくり基本方針の策定に当たっては、市の行政運営の指針である「長期総合計画」、東京都が定める広域的な都市計画の指針である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」など各種まちづくり計画・施策との整合を図っています。

まちづくり基本方針は、都市計画や都市整備に関する計画を作成するに当たっての総合的な指針となるもので、市民と行政が協働してまちづくりを進めていくための指針でもあり、まちづくりに関する個別具体の施策・事業を実行する際の指針ともなります。

（２）策定の目的

現行のまちづくり基本方針は、令和５年度に計画期間を迎えること、及び東京都の都市づくりグランドデザイン（平成２９年度策定）や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和２年度改定予定）、多摩都市モノレール延伸計画の具体的な動き、新青梅街道の拡幅事業によるまちづくりの進展などを見据えて、新たなまちづくりの方向性を示し、まちづくりを推進していく必要があるため、まちづくり基本方針の新規策定を行います。

【まちづくり基本方針の位置づけ】

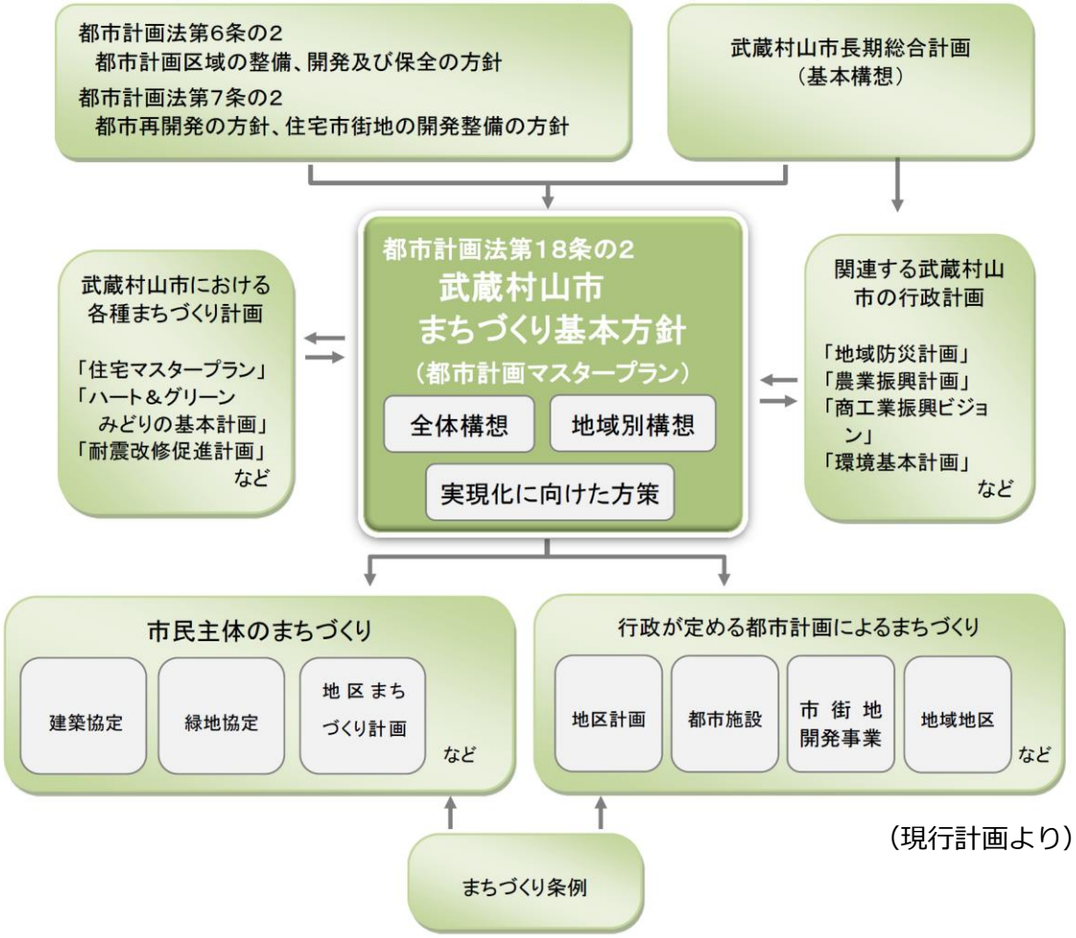

（現行計画より）

（３）まちづくり基本方針の経過

・平成１６年３月　武蔵村山市まちづくり基本方針策定

社会情勢等
・地震等の自然災害への対策
・都市核土地区画整理事業の進捗
・日産村山工場跡地の整備

上位計画等の策定
・都市づくりビジョンの改定（東京都　平成２１年）
・新たな多摩のビジョン（東京都　平成２５年）
・武蔵村山市まちづくり条例制定（平成２３年）

・平成２５年１０月　武蔵村山市まちづくり基本方針の改定

社会情勢等
・多摩都市モノレール延伸計画の具体的な動き
・少子高齢化社会への課題
・大規模自然災害等への対策

上位計画の改定等
・東京都の都市づくりグランドデザイン策定（平成２９年）
・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針改定（令和２年度予定）
・武蔵村山市第５次長期総合計画策定（令和２年度予定）

・令和２年１１月　武蔵村山市まちづくり基本方針の策定検討の開始
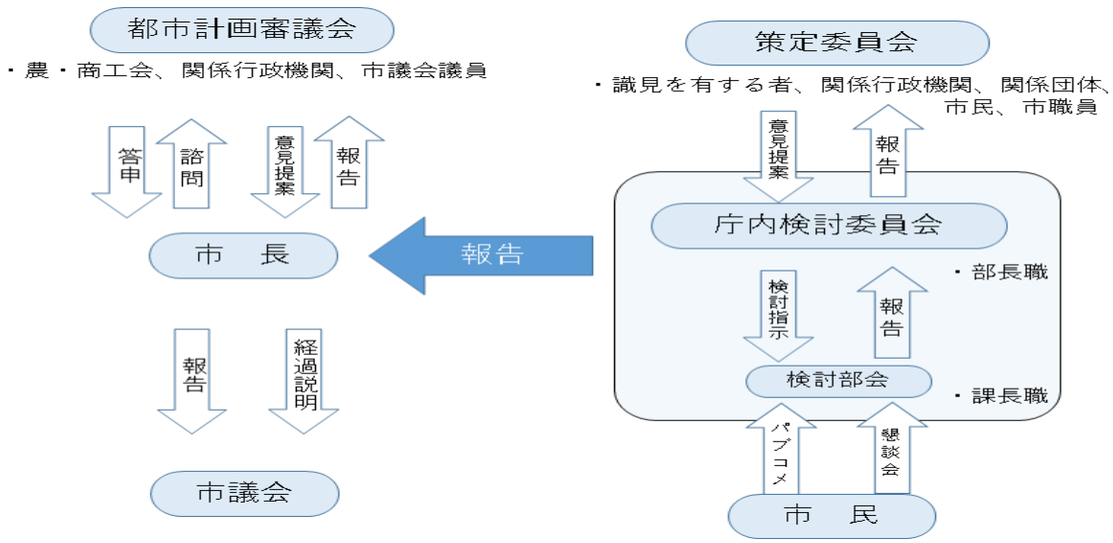
（４）まちづくり基本方針策定に係る検討体制